

第2回島田市自治基本条例制定委員会 会議要録

【日時】

平成29年3月21日（火）17:00～18:30

【場所】

島田市役所 4階 第3委員会室

【出席者】

制定委員：染谷市長、高木副市長、濱田教育長、牛尾理事、鈴木市長戦略部長、眞部危機管理部長、杉村地域生活部長、横田川健康福祉部長、今村こども未来部長、大村都市基盤部長、伊藤行政経営部長、畑教育部長、森田病院事務部長、鈴木議会事務局長

※北川産業観光部長は欠席

事務局：渡辺地域づくり課長、藪崎地域づくり課長補佐、友野主査、瀧賀主事

【内容】

1 開会

2 地域づくり課長あいさつ

3 報告

（1）素案に対する市民、市職員の意識調査の結果について

資料1に基づき、素案に対する市民、市職員の意識調査の結果の説明を行った。

（2）直近の経過について

資料2に基づき、直近の経過の説明を行った。

4 協議

（1）「実効性の確保」について

資料2・3に基づき、実効性の確保部分「第10章 協働のまちづくり推進委員会」の素案についての協議を行った。

○制定委員からの意見

A委員：対象事業の数（ボリューム）は？どんな事業が対象？立候補制を想定ということだが立候補があるかどうか疑問。

事務局：委員が5名なので、10 はいかないくらいの数事業を想定している。対象事業については、今やっている事業を例に出すと田代の郷の公園も市民参画ができる事業。既に終わっている事業では「しまいく」のポータルサイトも計画段階から利用者目線を入れることもできたかと思う。立候補がないことは事務局も懸念しているが、課題を抱えている部署は多いと思う。2～3年経って事例が増えることで、立候補も出るとは思うが、最初はやはりこちらで目星を付けて声を掛ける必要はあるかと思う。

A委員：田代の郷の公園の事業では一方でワークショップをやっているのに別の組織から意見がでると混乱してしまうのでは。

事務局：事業内容ではなく、あくまでも手法に対する意見。ワークショップのやり方(対象範囲、進行方法)など。たまたま事例として田代の郷の公園を出したが、進行中の事業は想定していない。新しい事業が対象と考えている。

B委員：事業を積み重ね、モデルを作るとのことだが、モデルができれば委員会の役目は終わりか？

事務局：自治基本条例制定後、協働のまちづくり推進条例などの下部条例を作る自治体が多い。2つの条例を同時に作る自治体もあれば、自治基本条例制定後半年ないし1年などの期間をおいて推進条例を制定する自治体もある。現時点での担当のイメージだが、事業を積み重ね、モデルが固まったところで下部条例として規定するつもり。ただし、その後の委員会のあり方については検討していない。

B委員：イメージとしてはずっと続けていく感じか。手法ならば数年続けていけば足りるのではないか。

C委員：手法ならどの事業にも共通する手法があるのではないか。ワークショップしましょうとか市民と行政がぶつからないようにこころみましょうなど。ある程度規格化するのでは。毎年毎年違うことが出てくるのかと疑問がある。

事務局：続けていくと行動計画などを作ることも出てくると思う。また、ワークショップの手法も1つでないし、新しいワークショップのやり方、運営方法もどんどん登場していて、進化している。現時点でもこれが一番いいやり方というワークショップもないし、今後進化が止まることがあったとしても数年のうちではないと思う。

D委員：感覚的なずれを感じた。委員会規則では任期が2年になっている。委員会は常設されて諮問を受けることはわかってきたが、人による部分が大きいのでは。もっと客観的な数字で評価をしたりできればいいが。手法への助言ということだが、事業仕分けのように感じるなど誤解を生じやすいのでは。委員が誰になるかで大きく内容が変わってしまうのではないか。

C委員：先ほど事務局の発言にもあったように行動計画などを定めるのがいいのでは。

公募委員もいるので、人選次第で結果が随分変わってしまうのでは。じっくり聞けば内容はわかるが、もっと客観性があってもいいのではないか。

E 委員：諮問するのは市長だけでいいのか？3者について定める条例なので、市民や議会に答申する必要はないか？市民や議会も評価すべきではないのか？

事務局：市民対象のものは素案のなかでは表彰事業だけであるが、市民からの協働に関する相談があった場合に対応できるようにするなど、ご意見を反映できるようにしてみる。自治法に基づく諮問・答申は市長やその附属機関の権利しか担保されていない。議会が入るのは勉強不足で不明だが、市長が諮問し、答申してもらうことが一般的だと思う。

E 委員：条例を作る上でのルールがあるならば強くは言わないが、市民や議会への提言も必要だと思う。

事務局：当初の素案は客観性を担保するために第三者を委員とする案だったが、その後市内在住の委員も入れることとなった。この点についての意見はどうか？

A 委員：他自治体の事例はどうか？

事務局：協働は数字の評価が困難であるため、自治体によって異なる。焼津市は同じように委員会を設置しているが、事業評価を行うのではなく年1回開催する市民集会（大ワールドカフェ）の実行委員会の役割を果たしている。牧之原市では協働のまちづくり推進委員会や公共施設マネジメントの計画について諮問を受け答申している。行動計画を作っている自治体もある。

D 委員：自治基本条例は協働のまちづくりを進めるためのルールブックだと考えているので、もう少し緩やかに、アドバイザーを設置するなどにしたほうがいいのでは。重たい印象。下部条例でそのような組織を位置付けてもいいのではないか。

事務局：自治基本条例を作っていて感じることは、職員が協働に対して足が重いということ。だからいつまでも経験することがなく協働が進んでいかない。1回経験してもらって次に活かしてもらいたいという意向もある。ルールブックの話が出たので野球に例えてみると、自治基本条例は野球のルールブックだが、「さて野球をやってみよう」と言ったときルールブックを読めば野球ができるかと言ったらそうではない。普通はまずキャッチボールをするなどの練習をする。職員には協働のキャッチボールをしてほしいと思っている。コーチに助言してもらうことでボールが早く投げられるようになったりする。委員に助言してもらうことで協働の手法が理解でき、実践できる。そもそも自治基本条例を制定する理由は人口減少などでこれまでのまちづくりのかたちを変えていかなきゃいけないということが大前提。これまでとは違うまちづくりのやり方を経験してもらうことが必要。行動計画などにすると計画を作って、数字を報告するという作業で終わってしまう懸念もある。主体的に動く職員を増やしたいし、経験してもらうことで協働に対するアレルギーをなくしたい。また、市民会議

では条例を絵に描いた餅にたくないという意見が多い。ある程度しっかりと規定する必要はあると思う。

C委員：他自治体では推進するための組織は自治基本条例で定めているのか？それとも下部条例で定めているのか？

事務局：ほとんどが自治基本条例で定めている。自治基本条例で定めていない自治体は思い浮かばない。

A委員：担当の思いはわかるが、あえて茨の道を進む必要あるのか？

F委員：委員の居住地の内訳の想定は？

事務局：特定非営利法人代表者は市内在住者1人市外在住者1人、公募は市外在住者からは公募の可能性は低いので基本的には市内在住者2人、おそらく学識経験者も市外在住者の人になる。なので、5人のうち市内在住者3人、市外在住者2人を想定している。

A委員：この推進委員会について、議会はどのような反応を示しそうか？

G委員：自治基本条例に対して懐疑的な議員はいるが、この組織は市長の諮問に対して答申するだけなので、この部分については、特に言わないと思う。

事務局：議員のなかには実効性の確保が一番重要だと言う議員も。

C委員：アドバイザー程度にしておけば運用が緩やかになるのではないか。

A委員：緩く規定すると進んでいかないという担当の気持ちもわからないではない。他の委員の意見はどうか？

H委員：まだよくわからない。

I委員：みなさんの意見を聞いてようやくわかってきた。

J委員：最初の率直な感想はわかりにくい。ワークショップのやり方などの諮問に答申するということだが、そのためだけの諮問というのはどうかと思う。

K委員：この条文だけだとこれまであった事務局の説明は読み取れない。あまり限定し過ぎて規定しないほうがいいのでは。

L委員：事業に対する評価のイメージが湧かない。

B委員：協働のまちづくりの推進の目的はいいが、そのために諮問・答申・調査・審議などの堅苦しく強い用語を使うのは違和感がある。もう少し平たく推進が目的と言う用語があればいいのかなと思う。

M委員：みなさんと同じような意見だが、事業仕分けのイメージが強い。

N委員：委員の役割が不明。田代の郷の公園のワークショップも職員が進行してうまくまとめてくれた。いい話し合いをしてもらった印象があるので、あれをもっと違う内容でやれと言ったときに何をやればいいのか。今でも協働が進んでいるのではないかと思う。

A委員：みなさん考えていることはバラバラかなという印象だが。

E委員：条例の附則の部分に「委員会を設置する」旨だけを規定すればいいのでは。そ

もそも協働が進んでいないから自治基本条例を制定しようとしている。

事務局：先ほども申し上げたが、市民会議では実効性の確保に重きを置いている。その程度の規定では市民会議の委員は納得しないと思う。委員会等を条例で設置する場合、所掌事務や委員構成なども条例で規定しなければいけない。

E委員：委員会は条例がある限り設置するということだが、協働が進んでいけばいらない組織ということ？

事務局：そうだが、何もしないで協働が進んでいけば自治基本条例もいらないという話にもなる。そもそも協働はここ2～3年で出来た言葉ではなく10年以上前からある言葉。島田市でも随分前から総合計画で協働という単語が登場しているが、先進的な自治体と比べると進んでいないと感じている。この自治基本条例である程度規定しないと今と変わらないと思う。

E委員：本当は相談役にしたいのか？

事務局：相談役ではなく、意識的に職員が協働の手法を経験する機会を担保したい。

A委員：チェック機能を持ち、市長に意見する組織を作りたいというのが事務局の考え。

E委員：相談役では駄目なのか？

事務局：今でも庁内で様々な分野の相談役がいるが、職員が自ら進んで相談に行くかと言ったらそうではない。肝心なのが、実効性を確保するためにどうするかということ。

F委員：普遍的に条例を運用していくためにはこの部分はきっちり作りたいというのが事務局の意見だと思う。

C委員：論点は2つ。1つは市長からの諮問・答申のあり方。社会教育委員のように毎年諮問するものか、それとも何か課題がある場合は諮問するのか。もう1つは第28条(1)の「事業の実施手法および検証」という部分がわかりづらいということ。ワークショップのやり方がいろいろあるという話も出たが、それは素人にはわかりにくい。やっぱり一般的な人が委員になると事業自体に意見してしまうという危惧がある。

H委員：第28条第2項の部分のこのまま文章を読んだら際限なく意見を言われてしまうように取れるが。

事務局：再検討します。

5 その他

6 閉会

以上